①情報伝達、避難計画等関する事項

項目	護難計画等関する事項 東北地整	気象台	山 丁		鶴岡市	酒田市	三川町	庄内町	課題
次口	・4市町の避難勧告に着目した防災	・河川管理者と共同で洪水予報を	河川課 ・県管理河川について、県と気象台	危機管理課 ・市町村に対して、発令基準の設	・避難勧告の基準: 避難判断水位	・避難勧告等の判断・伝達マニュ	・避難勧告等の発令については、基	・避難準備判断基準	1本位
避難勧告等 <i>の</i> 発令基準	行動計画(タイムライン)を作成している。	発表している。 ・警報・注意報を発表している。(警	が共同で洪水予報を発表するとともに、各種水位を関係自治体はじめ、関係機関に伝達している。 ・山形県版タイムライン(全河川共	定及び見直しを必要に応じ行うよう 促す。 ・気象情報の提供を行い、発令の	・災害時の情報収集においては、詳細な情報から広域的なものまで多 種多様な情報収集の必要が要求されることから、県・国の河川防災情	アルは整備している。 ・最上川については、本市の場合、広範囲に影響があり、避難勧告の場所の指定が難しい。 ・実際に判断するときの難しさがある。	本的には、山形県河川・砂防情報システムの情報を基準に行い、さらに、消防(水防)団員等の現場確認情報等により対応しているところである。・本町は、赤川、藤島川、大山川の下部に位置しているとこから、上流部での降雨及び河川の水位の状況等により、当地域の水位上昇については、数時間前からある程度推測することが可能である。ただし、堤防の 決壊	:氾濫注意水位 ・避難勧告:避難判断水位 ・避難指示:氾濫危険水位 ・・避難指示:氾濫危険水位 ・・その他、住民の生命又は身体を災害から保護するため必要と認められ	
	・最大降雨規模浸水想定区域図を 作成し公表するなど、市が作成する		・最上川下流及び赤川区間に位置する、県管理の洪水予報河川及び			・ハザードマップ市ホームページで の周知及び全戸配布	・ハザードマップ町ホームページでの 周知	・ハザードマップ町ホームページでの 周知	
避難場所·避 難経路	ハザードマップの作成支援を実施している。 ※赤川については、H28.5に公表済み。		水位周知河川の23河川について、	練を行うよう働きかける。 また、出前講座等において、地区 集会や各行事後等の際に、避難場	・避難所となる市街地の小中学校 の体育館等の1階部分の浸水が想 定される区域があり、一時的に2階 以上の校舎に避難を要する場合も 想定される。	・避難経路は指定しておらず、避難 方向を地域に示している。 ・洪水ハザードマップを全戸配布し ているが、住民に定着しているか不 安。 ・平地のほとんどが洪水の浸水域	・本町は、海抜が低いうえ、小高い丘 陵地もないことから、洪水時において は公共施設等の2階以上への避難か 必要となる。基本的には各小学校を 避難所として指定しているが、浸水の 可能性が懸念される地域等の状況に 応じ、より安全な施設に誘導すること	・町内主要河川(最上川・京田川)の 洪水ハザードマップと立谷沢川の土 砂災害ハザードマップを作成し、そ れぞれの地域の避難場所、避難方 法等を記載し、住民に周知してい る。 ・各自主防災会の、防災研修等を	・洪水ハザードマップが住 民に定着しているか不安 2 がある。
					<u> </u>	迷\い局口寺 - 姓難を有する。	としている。 ・避難経路については、前述したように、本町は避難場所自体が海抜の低い所に立地していることから、早期の移動による避難経路の確保が重要である。 ・隣接市町の指定避難所等を利用させてもらうことについても、将来的には検討すべき課題と考えている。	等だけを考えるのではなく、「自らの 生命を守る」ための行動の選択を指	・隣接市町への避難の検討が必要である。
住民等への情報伝達の体制 や方法	等の情報をWEBや報道機関を通じて伝達している。	ブ映像等の情報を提供している。 ・同システムによるメール配信に り、気象予警報・雨量・水位・水[無線整備への財政支援を行い、防 災行政無線の積極的な活用や実	i 政無線・消防広報車・エリアメール などにより情報伝達を行っている。 ・・テレビやインターネットにより住民自 らが河川水位情報を確認できる。	アメール等の複数の情報伝達態勢や方法をとっている。 ・旧酒田市内には防災行政無線が聞こえない場所があり屋内にいても防災行政無線からの放送が聞こえる防災ラジオの普及が課題。・複数の情報伝達体制や方法をとっているが、すべての住民に周知できるかが不安。・エリアメールの配信には、各社ごとに入力する必要があり、人員の確保と迅速な対応が必要。	携帯電話、さらには、広報車等による 情報伝達をおこなっている。 ・河川の水位等に係る情報について は町と自主防災会において、その詳 細を共有している。 ・大規模な災害が発生した(発生の恐れがある)場合に、速やかに災害対策 本部を設置し情報の収集に努めると ともに、自主防災会との情報の共有に	地域への情報伝達。 ・町ホームページで情報等を発信する。 ・緊急速報メール(エリアメール)で自動車移動者や町内への旅行・出張る者等への防災情報を発信する。 ・可能な限り広報車による伝達を行	・夜間や降雨時など窓を 閉めた場合、防災行政無 4 線が聞こえない。
									・危険性や避難の必要性がわかる情報提供が必要 5 である。
避難誘導体制	刊				組織により身の危険を感じたら自主的に避難するための避難誘導の態勢整備の確立が必要である。 ・避難行動要支援者の避難行動の 態勢整備についても今後とも検討	速に行われ、避難誘導できるのか不安。 ・避難行動要支援者の避難誘導。 ・場合によっては、被害が広範囲に 及ぶことから、各人が連携しても人 員が不足するおそれがある。 ・住民一人ひとりの水害による避難 意識の向上が必要。	早めの避難を促すとともに、早い時点における避難所予定施設の開放等の 措置をとる必要がある。	る。 ・避難者の優先順位に配慮する。 例:避難行動要支援者・防災活動 従事者以外の者・防災従事者 ・誘導員に対して、障害物、危険箇	・避難行動要支援者の避 難行動の態勢が未整備 である。
									・自主防災組織などとの連携が行われ誘導出来 7るのか不安がある。

現状の水害リスク情報や取組状況の現状と課題

②水防に関する事項

項目	東北地整	気象台	山形県		鶴岡市	酒田市	三川町	庄内町	課題	
			河川課	危機管理課						
水防団への河川水位等に係わる情報提供	・国土交通省が基準観測所の水位により水防警報を発表している。		・県の水防警報河川において、基 準観測所の水位により水防警報を 発表している。		鶴岡消防防災メールに登録している水防団員(消防団員)に情報を提供している。	情報の共有	して正確な情報を伝えられるか。その		・洪水時における水防団 員にどこまで情報が伝 わっているか把握してい ないため、連絡態勢の再 確認が必要である。	8
	・出水期前に、自治体、水防団、住民等と重要水防箇所の合同巡視を実施している。 ・出水時には、水防団等と河川管理者がそれぞれ河川巡視を実施している。		・山形県河川維持管理計画に基づき、河川の重要度や治水上の影響度合いに応じて、平常時や出水時の巡視を行っている。		・水防団ごとに担当地区の区間の巡視をしている。 ・局地的な集中豪雨により急激な増水が見込まれる場合など、水防団員の巡視活動時などの安全確保に努めなければならない。	の配備。	・水防団ごとに担当地区の区間の巡視をしている。 ・重要水防箇所の周知や水位による活動タイムラインの作成が必要である。 ・ <u>有事の際に人数を十分確保できるか課題である。</u> ・決壊するような増水時は、巡視や土のう作業などは危険を伴う。その判断が難しい。	・水防団ごとに担当地区の区間の巡視をしている。 ・決壊するおそれがあるとき <u>水防団</u> 員の安全確保。	・水防団員の安全確保が 必要である。(巡視に係る 安全器具等の配備も含 む。)	9
水防資機材の整 備状況	·緊急資材倉庫等に水防資機材を 備蓄している。		・県管理水防倉庫に備蓄(三川町大字押切新田)している。※水防管理団体の備蓄資機材に不足が生じたとき供与(貸与)。また備蓄資機材の状況は水防計画書に記載。		・水防資機材については備蓄している。 ・水防資機材については、各地区水 防団や関係機関等との連携をしな がら検討をする。	いる。	・水防資機材については備蓄している。 ・水防活動を行うための装備、資機材については計画的に整備している。 ・資機材・装備の定期的な点検が必要である。	・水防資機材については備蓄している。 ・現在の整備されている資機材で対応できるか疑問に思われる。・ ・緊急時の土のう用の砂の確保が困難。	・資機材・装備の定期的な点検が必要である。	10
市町村庁舎、 災害拠点病院 等の水害時に おける対応				病院に対し、実効性のある業務継続計画(BCP)の策定と当該計画を踏まえた訓練を行うよう促す。 ・災害拠点病院である日本海総合病院から情報収集のための体制を 構築済み。(※山形県災害対策本	・鶴岡市役所が浸水した場合、地 下非常用発電が水没する可能性が あることから、二次的な非常用電源 を屋上に設置する計画をしている。 ・災害対策本部を設置する庁舎が 建物破損等により、本部機能が全分 できない場合には消防本部など別 庁舎に本部を設置し災害対応にあ たる。 ・荘内病院の防災訓練において、無 線や衛星携帯による災害対策本部 との情報伝達訓練を行っている。	ることはない。 ・災害拠点病院である日本海総合 病院については、情報連絡を密に する必要がある。 ・なお、災害が発生した際には、被	辺が冠水して商用電力が供給されなくなったとしても、通常業務(冷暖房以外)が行える電力を確保できることに		・現在のハザードマップの 想定では庁舎における非常用電源設備の水没が 心配される。	11

③氾濫水の排水、施設運用等に関する事項

項目	東北地整	気象台	山形県		鶴岡市	酒田市	三川町	庄内町	課題	
			河川課	危機管理課	15511111	冶山巾	= //	上內町		
排水施設、排水機材の操作・運	・排水ポンプ車や照明車等の災害 対策車両・機器において、平常時から定期的な保守点検を行うとともに、 機械を扱う職員等への訓練・教育も 関係し、災害発生による出動体制を 確保している。		・河川管理施設の排水樋門について、山形県河川維持管理計画に基づき出水期前等の点検を行うとともに、近隣住民へ操作を委託し、出水時の操作を実施している。			り増水した場合、排水先の最上川 の水位も高くなるため、支川が排	・水門等土地改良施設管理者との連	1~)し、(「種」式がルン学。	・排水樋管への排水ポンプ等の配置計画が必要である。	12
H									・水門を閉めた際、住民へ周知されていない懸念がある。	13